

大気汚染緊急時削減措置実施細目 (オキシダントの部)

千葉県大気汚染緊急時対策実施要綱（オキシダントの部）（以下「要綱」という。）第11条第4項の規定により協力工場等の削減措置等について、次のとおり定める。

第1 ばい煙排出者

1 協力工場等の選定

- (1) 県は、協力工場等を選定し、あらかじめ当該協力工場等に通知するものとする。
- (2) 協力工場等の選定にあたっては、原料及び燃料使用量（以下「原燃料使用量」という。）の重油の量への換算は、次の表によるものとする。なお、気体燃料の体積は、温度が零度であって圧力が1気圧の状態（標準状態）における体積に換算したものとする。

原燃料の種類	原燃料の量	重油の量
液体燃料	1 リットル	1 リットル
固体燃料	1.6 kg	
気体燃料	1.6 m ³	
廃棄物焼却炉において焼却される一般廃棄物	1 kg	0.48 リットル
重油換算の必要なその他の原料	1 kg	当該原料1kgの処理に伴い発生する平均的な窒素酸化物の量に相当する量の窒素酸化物を燃焼に伴い発生する重油（1リットル当りの発熱量9千キロカロリー、窒素含有率0.15%、比重0.9）の量

2 緊急時等における体制等

2-1 緊急時等におけるばい煙減少計画書の提出

- (1) 協力工場等は、緊急時等におけるばい煙減少計画書を作成し、県に提出するものとする。
- (2) 措置内容等に変更がある場合は、その都度計画書を更新するものとする。
- (3) 計画書は、様式1及び別紙1、2、3、4、5とし、図面等必要書類を添付するものとする。
- (4) 添付資料については、別途記載要領により定めるものとする。

2-2 協力工場等への通報

緊急時等に関する協力工場等への通報及び発令等の確認は、同報受令装置又はファクシミリ等により行う。

2-3 削減措置の確認

- (1) 県は、削減措置の確認を、立入検査及び発生源常時監視テレメータシステム（以下「発生源テレメータ」という。）により行う。

なお、発生源テレメータ接続工場については、テレメータ未把握施設を加味して削減措置の確認を行う。

- (2) 協力工場等は、削減にあたっての自社管理体制を確立し、措置の確認には万全を期し、更に措置内容の記録を行うよう努めること。

3 行政指導に係る削減

3-1 行政指導に係る削減の方法

協力工場等が緊急時等において「要綱」に掲げる削減措置を行う場合は、次によるよう努めるものとする。

- (1) 重油等の重質燃料の使用量を優先して削減すること。又は燃焼方法の改善等の措置により、窒素酸化物排出量を削減すること。

ただし、原燃料使用量を削減する場合は、買電量の増加を伴う措置をとらぬこと。

また、法に基づくばい煙発生施設である焼却炉以外の廃棄物焼却施設（以下、「廃棄物焼却施設」という。）の運転を停止し、その他の不要不急な燃焼行為は行わないこと。

なお、削減措置に用いる重油換算方法については、別途記載要領により定めるものとする。

- (2) 発令当時の原燃料使用量又は窒素酸化物排出量が通常時の使用量又は排出量（以下「通常値」という。）を超えていた場合にあっても、所定の提出している削減値まで削減すること。
- (3) 発令当時の原燃料使用量又は窒素酸化物排出量が通常値を下回っていた場合には、発令当時値から発令状況に見合った削減措置をとるよう努めること。

3-2 行政指導に係るばい煙減少措置の報告

協力工場等は、緊急時等にとった措置内容を、次に定めるところにより県に報告するよう努めるものとする。

- (1) 協力工場等は、県が緊急時等の原燃料使用量又は窒素酸化物排出量の削減措置を要請等した場合、実際にとった措置内容を県に報告するものとする。

ただし、発生源テレメータ接続工場についてはこの限りでない。

- (2) 報告は、様式2により、発令当日から1週間以内に、ファクシミリ又は電子メールにより行うものとする。

発令当日休止中であっても様式2備考欄にその旨を記載のうえ報告するものとする。

正本又は電子データは保管し（保管期間は1年とする。）県が提出を求めた場合は速やかに提出するものとする。

4 命令に係る削減

4-1 命令に係る削減の方法

協力工場等が緊急時等において、法第23条第2項の規定による命令に係る削減措置を行う場合は、3-1の(1)から(3)までに定めるところにより行わなければならない。

4-2 命令に係るばい煙減少措置の報告

協力工場等は、緊急時等にとった措置内容を、3-2の(1)及び(2)に定めるところにより県に報告しなければならない。

5 ばい煙減少計画上の留意事項

5-1 通常値の算定

「要綱」に掲げる削減量の算定にあたっては、原燃料使用量又は窒素酸化物排出量についていずれも通常値を基礎として行う。

(1) 原燃料使用量の通常値は、県に年1回提出している燃料使用実績報告書記載数値等により算定することとし、その算定方法は次のとおりとする。

なお、燃料以外からばい煙が発生する場合にあっては、事例に応じこの方法に準じて算定するものとする。

原燃料使用量を削減する工場等にあっては、原燃料使用量通常値を、次の式により算出する。

$$\begin{array}{l} \text{計画年度原燃料} \\ \text{使用量通常値} \\ \text{(キロットル/時)} \end{array} = \frac{\text{前年4月～10月の原燃料使用量 (キロットル)}}{\text{前年4月～10月の工場等の操業時間 (時)}}$$

原燃料使用量通常値は、特殊な操業形態を除き、工場等全体の原燃料使用量と操業時間から一括して算出すること。

ア 工場等の操業時間は、ばい煙発生施設が1基でも稼働していた場合の操業の通算時間である。

(発令期間の総時間数から、ばい煙発生施設が1基も稼働していなかった時間を差し引いたもので、施設ごとの稼働時間の合計ではない。)

イ ただし、夏期に行う1～2か月間の集中的定期修理期間の原燃料使用量及び操業時間は、通常値の算出から除外する。

ウ 気体及び固体等の無含硫燃料も含む。

エ 通常値を算定できない場合は、発令当時値を通常値とする。

(2) 次の施設については、通常値の算定から除外する。

ア 予備施設

イ 休止施設

ウ 廃棄物焼却施設（法に規定するばい煙発生施設を除く。）

(3) 前年原燃料使用量又は窒素酸化物排出量に比し、計画年度の原燃料使用量又は窒素酸化物排出量に著しく変動（10%程度以上の増減）が見込まれる場合、及び計画提出後年度途中において同様の変動があった場合には、別途県と協議のうえ通常値を定めるものとする。

第2 揮発性有機化合物排出者

1 協力工場等の選定

県は、協力工場等を選定し、あらかじめ当該協力工場等に通知するものとする。

2 緊急時等における体制等

2-1 緊急時等における揮発性有機化合物排出量減少計画書の提出

- (1) 協力工場等は、緊急時等における揮発性有機化合物排出量減少計画書を作成し、県に提出するものとする。
- (2) 措置内容等に変更がある場合は、その都度計画書を更新するものとする。
- (3) 計画書は、様式3及び別紙1、2、3、4、5とし、図面等必要書類を添付するものとする。
- (4) 添付資料については、別途記載要領により定めるものとする。

2-2 協力工場等への通報

緊急時等に関する協力工場等への通報及び発令等の確認は、同報受令装置又はファクシミリ等により行う。

2-3 削減措置の確認

- (1) 県は、削減措置の確認を、立入検査により行う。
- (2) 協力工場等は、措置内容の記録を行うよう努めること。

3 行政指導に係る削減

3-1 行政指導に係る削減の方法

協力工場等が緊急時等において「要綱」に掲げる削減措置を行う場合は、次によるよう努めるものとする。

- (1) 乾燥施設、塗装施設、洗浄施設については、揮発性有機化合物使用量の削減及び揮発性有機化合物の処理施設の稼働率、処理性能の向上等により、揮発性有機化合物排出量を削減すること。
- (2) 貯蔵タンクについては、受け入れ時間帯の変更等により、揮発性有機化合物排出量を削減すること。

3-2 行政指導に係る揮発性有機化合物排出量減少措置の報告

協力工場等は、緊急時等にとった措置内容を、次に定めるところにより県に報告するよう努めるものとする。

- (1) 協力工場等は、県が緊急時等の揮発性有機化合物排出量の削減措置を要請等した場合、実際にとった措置内容を県に報告するものとする。
- (2) 報告は、様式4により、発令当日から1週間以内に、ファクシミリ又は電子メールにより行うものとする。

発令当日休止中であっても様式4備考欄にその旨を記載のうえ報告するものとする。

正本又は電子データは保管し（保管期間は1年とする。）県が提出を求めた場合は速やかに提出するものとする。

4 命令に係る削減

4-1 命令に係る削減の方法

協力工場等が緊急時等において、法第23条第2項の規定による命令に係る削減措置を行う場合は、3-1の(1)及び(2)に定めるところにより行わなければならない。

4-2 命令に係る揮発性有機化合物排出量減少措置の報告

協力工場等は、緊急時等にとった措置内容を、3-2の(1)及び(2)に定めるところにより行わなければならない。

5 揮発性有機化合物排出量減少計画上の留意事項

5-1 通常値の算定

「要綱」に掲げる削減量の算定にあたっては、揮発性有機化合物排出量について通常値を基礎として行う。

揮発性有機化合物排出量の通常値は、特殊な操業形態を除き、濃度等の測定実績を考慮して、工場等の揮発性有機化合物排出施設の稼働状況と操業時間から算出すること。予備施設及び休止施設は通常値の算定から除外すること。

なお、通常値を算定できない場合は、発令当時値を通常値とする。